

## 第656回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成24年 10月 10日（火）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

(1)「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

業務部 徳永 管理課長

(2)NACCS システム出力印刷による納付書の印字ずれについて

業務部 鈴木 収納課長

(3)通関関係書類の電子化・ペーパーレス化について

業務部 内山 統括審査官（通関総括第1部門）

(4)第10回 輸入手続の所要時間調査について

業務部 内山 統括審査官（通関総括第1部門）

(5)通い容器に係る同一性確認のための資料への受理番号の付与について（一部変更）

業務部 山田 統括審査官（通関総括第3部門）

(6)バターミルク等に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

業務部 山田 統括審査官（通関総括第3部門）

(7)パーゼル法等説明会の開催について

業務部 長山 統括審査官（通関総括第4部門）

(8)平成24年上半期 知的財産侵害物品の輸入差止状況について

業務部 強矢 知的財産調査官

4、その他・連絡事項等

なし

開催予定日 平成24年 11月 6日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: [yokohama@kanzei.or.jp](mailto:yokohama@kanzei.or.jp)

2012年10月10日  
本関地区通関協議会  
横浜税関業務部管理課

## 「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の我が国経済のグローバル化の進展に伴い、貿易・通関手続の国際的調和の動きや迅速な通関の要請が強まっています。一方で、麻薬、覚せい剤等の不正薬物の若年層への浸透やけん銃を使用した凶悪事件が発生しており、深刻な社会問題となっております。

このため、税関では、不正薬物・けん銃等の社会悪物品の海外からの流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、情報収集・分析の強化、取締機器の増強等を図り、取締関係機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでいます。

今般、下記のとおり「薬物及び銃器取締強化期間」を設定し、船舶、乗組員に対する取締り及び輸入貨物に対する検査等について水際取締りを一層強化することとしておりますので、本取締強化期間の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、皆様には、不正薬物や銃砲等の密輸入情報はもとより、貨物、人、船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸110番」までご連絡を頂けますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：平成24年10月1日（月）～平成24年10月31日（水）

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

フリーダイヤル シロイ クロイ

密輸110番 0120-461-961

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

# 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化

～ NACCS を利用して輸出入申告を行う輸出入者等の皆様へ ～

本年 7 月より、NACCS を利用して行われる輸出入申告のうち区分 1（簡易審査扱い）とされたものに係る通関関係書類については、一部の申告を除いて、原則として、税関への提出を省略することとしておりますが、輸出入許可通知書に書類の提出の要否が表示されるまでの間は、区分 1 とされた輸出入申告であっても通関関係書類の提出を認める弾力的運用を行っております。

10 月 21 日（日）より輸出入許可通知書に提出の要否に係る表示がなされるとともに、電子インボイス業務に関する取扱いを変更することとしておりますのでお知らせします。

なお、上記弾力的運用は 10 月末日をもって終了することとなりますが、これより前に弾力的運用を取り止める方は、税関までお知らせ下さい。

## 輸出入許可通知書への書類の提出の要否の表示について

- 輸出入許可通知書の審査区分欄の数字「1」の後に、通関関係書類の提出要否を示す記号「Y」が表示されます。
  - 「Y」が表示されている場合には、税関への通関関係書類の提出が必要となります。
- （注）輸出入申告の入力に誤り等があった場合は、「Y」が正しく表示されないことがあります。

## 電子インボイス業務に関する取扱いについて

- 電子インボイス業務の入力項目について、品名欄に入力できる文字数を 100 桁から 200 桁に拡大するとともに、1 回に登録することができる品名数を 200 欄から 800 欄に増加します。

## 報道発表

平成24年9月21日  
財務省

### 通関所要時間 海上貨物 2.6時間 航空貨物 0.3時間に短縮 ～第10回 輸入手続の所要時間調査～

財務省は、本年3月に実施した「第10回輸入手続の所要時間調査」の結果をまとめましたのでお知らせします。

- ◆ 通関所要時間（税関への輸入申告から輸入許可までの所要時間）の平均は、一般の海上貨物で2.6時間と前回調査（平成21年）に比べて0.5時間短縮しました。一般の航空貨物についても、0.3時間と前回調査（平成21年）に比べて0.1時間短縮しました。
- ◆ 輸入手続の所要時間（船舶・航空機の入港から輸入許可までの所要時間）の平均についても、海上貨物で60.7時間（前回調査は62.4時間）、航空貨物で13.4時間（前回調査は16.0時間）と海上貨物・航空貨物ともに短縮しました。
- ◆ 輸入者のAEO制度を利用した特例申告貨物の通関所要時間については、海上貨物で0.1時間、航空貨物で0.0時間と一般の海上貨物（2.6時間）・航空貨物（0.3時間）に比べ大幅に短くなっています。

（注）一般の海上貨物、航空貨物とは、AEO制度を利用した貨物以外の貨物をいう。なお、AEO（Authorized Economic Operator：認定事業者）制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された貿易関連業者を税関が認定し、迅速で簡素な通関手続を提供する制度

（問い合わせ先）

財務省関税局業務課 課長補佐 福田

（代表） 03-3581-4111（内線 2526）

（直通） 03-3581-3041

# 第10回輸入手続所要時間調査集計結果(海上貨物)

調査期間：平成24年3月12日(月)～18日(日)

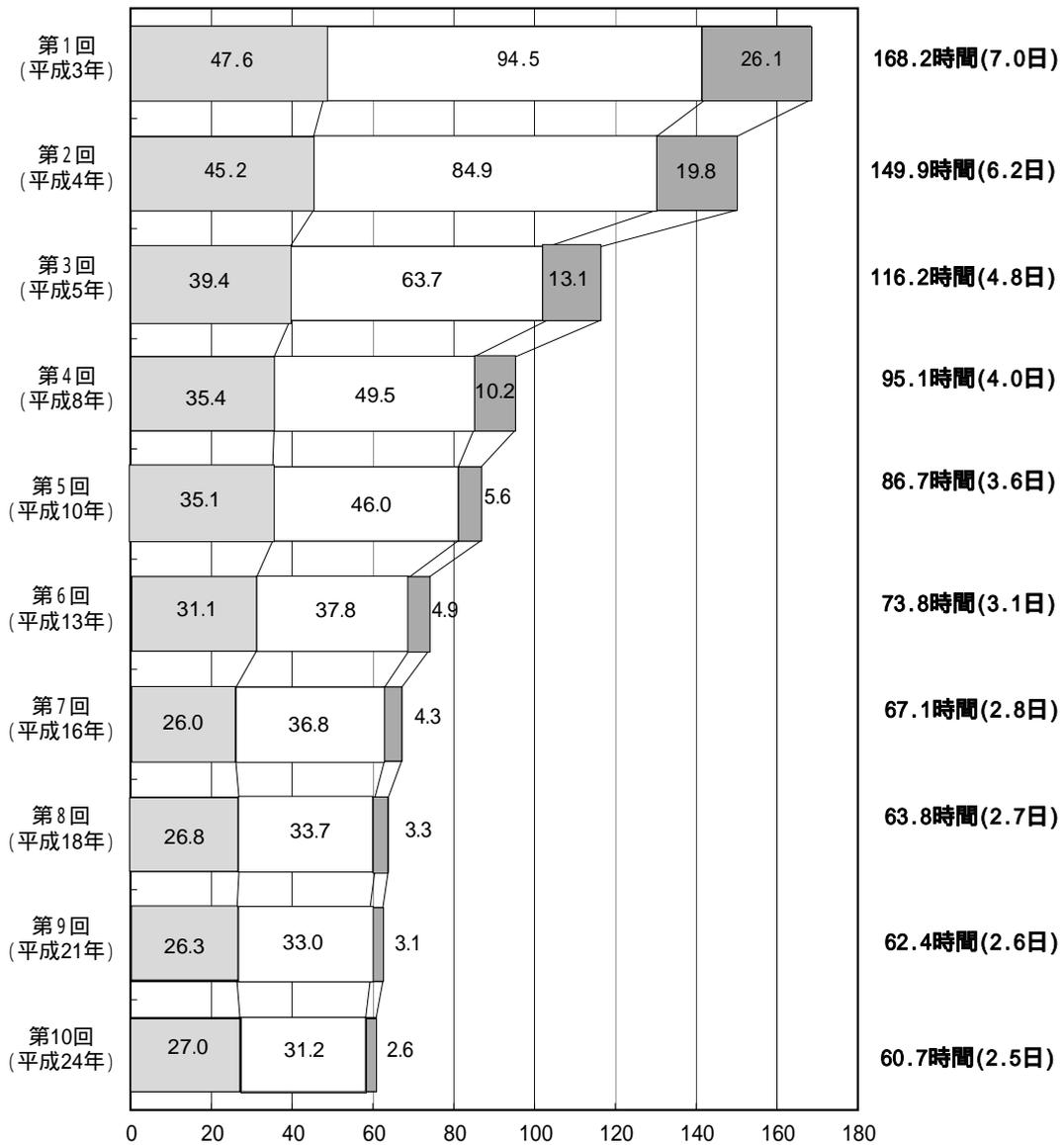
凡例：■入港～搬入 □搬入～申告 ■申告～許可(通関所要時間)

(単位：時間)

## 一般貨物

### 1. 一般貨物の平均所要時間の推移

総所要時間



(注1) 一般貨物は、 . 1 . の注にある「AEO貨物」以外の貨物である。

(注2) 端数処理(単位未満四捨五入)の関係で「入港～搬入」、「搬入～申告」、「申告～許可」の合計時間と総所要時間は必ずしも一致しない。(以下、同様)

免税扱いの通い容器を利用されている皆様へ

通い容器に係る同一性確認のための資料への受理番号の付与についてのお知らせ  
(一部変更)

1. 受理番号

平成 24 年 10 月 1 日以降、関税定率法基本通達 14-16 (8) ただし書きの通い容器に係る同一性確認のための資料には、次のような受理番号が付与されます。なお、輸入申告書等の記事欄には、当分の間、受理番号に替えて「KAYOI、KAYOYOUKI、RETURNABLE 等」と資料提出済の通い容器に係るものであること記載して戴くようお願いします。

【受理番号の体系】

2A-2012-0001

①            ②            ③

- ① 資料を受理した税関官署のNACCSコード
- ② 受理番号を付した暦年
- ③ 通し番号

なお、輸入者独自の番号（例：2A-△△△△-□□）を希望する場合は個別にご相談願います。

2. 新たに税関へ提出される資料の取扱い

平成 24 年 10 月 1 日以降、新たに税関で受理した資料（新しい種類の容器を追加する場合も含まれます。）には、資料を受理した際に受理番号を付与します。

3. 既に税関へ提出載っている資料の取扱い

既に税関へ提出載っている資料につきましても、次の要領で順次、受理番号を付与していきますので、ご協力戴きます様お願い申し上げます。

(1) 申し出に基づく受理番号の付与

輸入者の皆様から資料を提出戴いた税関宛に、提出済の資料について受理番号の付与を希望する旨の願い書等を提出して戴いたものから受理番号を付与させて戴きます。

(2) 記載事項変更の際の受理番号の付与

上記(1)の申し出がない資料につきましても、記載事項変更の申し出があった際に変更に係る容器について受理番号を付与させて戴きます。

※1 特例輸出入者が自主管理し、かつ、自ら輸出したうえで輸入の際に特例申告を利用する通い容器については、受理番号の付与を受ける必要はありません。

※2 その他、御不明な点がございましたら、下記又は最寄の税関の通関総括部門へご相談下さい。

(問い合わせ先)

業務部通関総括第 3 部門 (電話：045-212-6153)

NACCS 掲示板からの転載

【通関業者の皆様へ】

バターミルク(別表第 1 の 6 第 8 項)に係る特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、バターミルク(別表第 1 の 6 第 8 項)に対して平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5. NACCS 用品目コード(輸入)」中、「暫定法第 7 条の 3 発動後のもの」が適用となりますので、充分ご注意ください。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせ下さい。

【バターミルク(別表第 1 の 6 第 8 項)に係る発動対象品目】

実行関税率表 (2012)			NACCS 用品目番号コード			備考
番号	細分	NACCS 用	番号	細分	NACCS 用	
0403.90	113	†	0403.90	113	1	その他のもの
				001	1	暫定法第 7 条の 3 発動後のもの
0403.90	118	†	0403.90	118	6	その他のもの
				002	2	暫定法第 7 条の 3 発動後のもの
0403.90	123	†	0403.90	123	4	その他のもの
				003	3	暫定法第 7 条の 3 発動後のもの
0403.90	128	†	0403.90	128	2	その他のもの
				004	4	暫定法第 7 条の 3 発動後のもの
0403.90	133	†	0403.90	133	0	その他のもの
				005	5	暫定法第 7 条の 3 発動後のもの
0403.90	138	†	0403.90	138	5	その他のもの
				006	6	暫定法第 7 条の 3 発動後のもの

## バーゼル法等説明会の開催について

廃棄物を輸出入しようとする場合には、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、正しい手続きを行うことが必要です。

つきましては、本年度も関係法令の趣旨をより深くご理解いただき、適正な輸出入に努めていただくよう、経済産業省及び環境省の主催で下記のとおり「バーゼル法等説明会」が開催されます。

○主 催：経済産業省・環境省

- 内 容：① バーゼル条約、バーゼル法及び廃棄物処理法の概要説明、各国の輸出入規制情報の提供  
② 輸出入にあたって必要な手続きについて  
③ 質疑応答

○参加費：無料

○日程・会場

地区	日時	会場	申込期限	申込先
仙台 会場	平成 24 年 11 月 30 日 (金) 13:30~15:30	仙台第2合同庁舎 2階会議室 (仙台市青葉区本町 3-2-23)	申込締切 11 月 23 日 (金)	東北地方 環境事務所
横浜 会場	平成 24 年 12 月 5 日 (水) 13:00~15:00	神奈川県民ホール 小ホール (横浜市中区山下町 3-1)	申込締切 11 月 28 日 (水)	(財)日本環境 衛生センター
東京 会場	平成 25 年 2 月 8 日 (金) 13:30~15:30	自動車会館 2階大会議室 (東京都千代田区九段南 4-8-13)	申込締切 平成 25 年 2 月 1 日 (金) (※ 申込開始は 1 月初旬)	関東地方 環境事務所

(上記の日程等は、現時点での予定であり、変更もあります。)

○参加申込方法・その他

環境省ホームページ及び(財)日本環境衛生センターホームページに参加申込方法・参加申し込み書等が掲載されます。

横浜、仙台、東京以外の会場につきましても、環境省ホームページ及び(財)日本環境衛生センターホームページに掲載されております。

各会場、申込締切前に定員に達した場合は、申込の受付が終了する場合がありますので、ご注意ください。

環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel.html>

(財)日本環境衛生センターホームページ：<http://www.jesc.or.jp/work/assessment/basel/02.html>

## 平成24年上半期 知的財産侵害物品の輸入差止状況

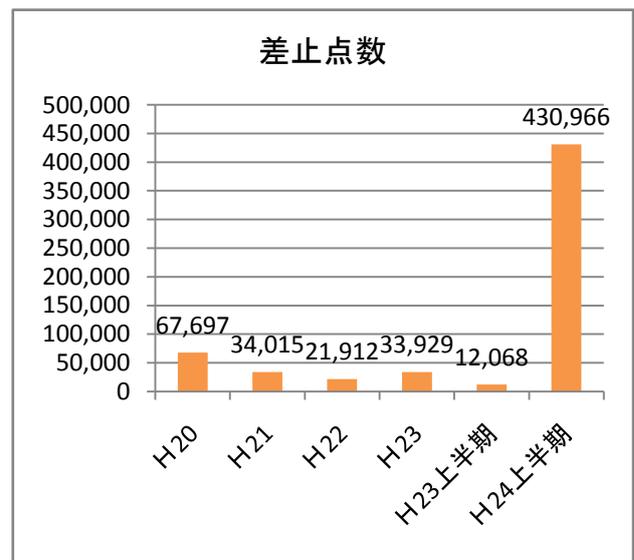
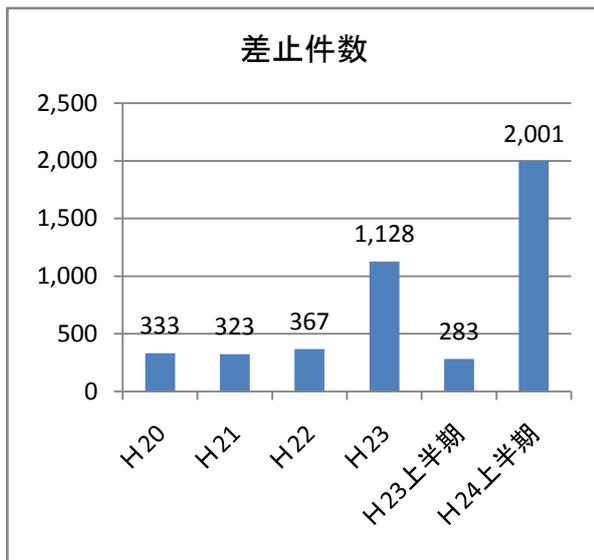
—差止件数が約7倍、差止点数が約35.7倍の増加!—

### 【概況】

平成24年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は2,001件であり、前年上半期の283件と比較して約7倍の増加となった。これは、国際郵便物の差止件数が大幅に増加したことが主な要因である。

また、輸入差止点数は430,966点で、前年上半期の12,068点に比較して約35.7倍の増加となった。これは、医薬品約33万点の他、バック類、衣類など合計で約40万点の商標権侵害物品を差し止めた中国来の一般貨物に係る大口事案があったことが主な要因である。

### 横浜税関における輸入差止実績（差止件数・差止点数）



注：「差止件数」は、当関が差し止めた知的財産侵害物品に係る輸入申告件数及び国際郵便物の数であり「差止点数」は、当関が差し止めた知的財産侵害物品の数である。

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年 上半期	平成24年 上半期	前年 同期比
横浜 実績	件数	333	323	367	1,128	283	2,001	707.1%
	点数	67,697	34,015	21,912	33,929	12,068	430,966	3571.1%
全国 実績	件数	26,415	21,893	23,233	23,280	11,433	13,978	122.3%
	点数	944,041	1,044,022	630,688	728,234	378,575	730,958	193.1%

差止実績を輸送形態別にみると、件数では国際郵便物が1,991件で全体の99.5%を占め、一般貨物は10件で0.5%である。点数では国際郵便物が7,659点で全体の1.8%で、一般貨物は423,307点で98.2%を占めている。

### 【お問い合わせ先】

横浜税関業務部 知的財産調査官  
TEL 045-212-6116

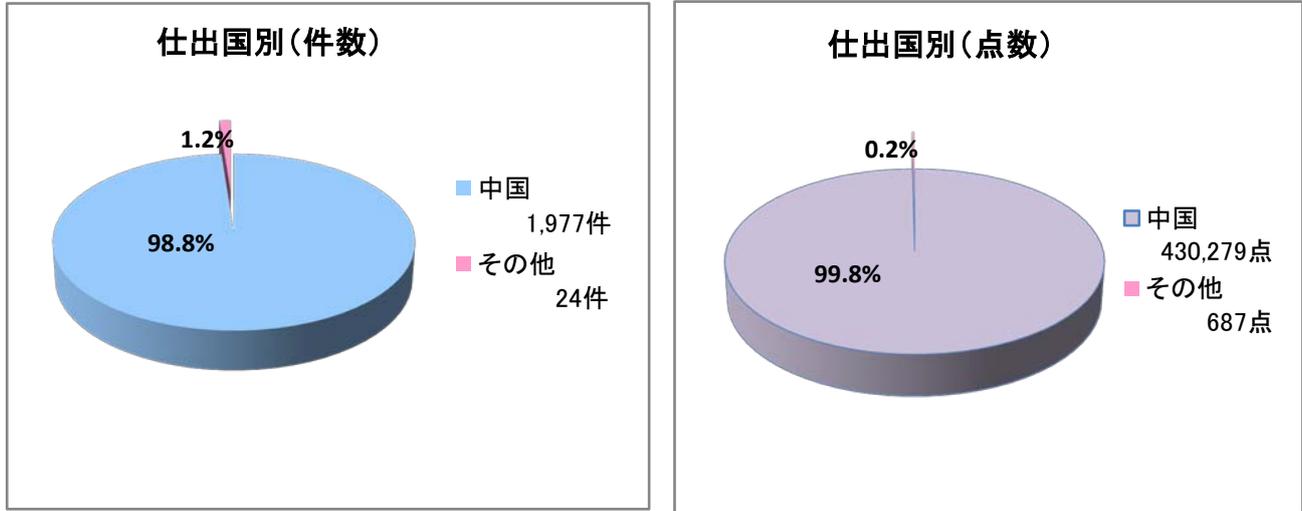
### 【仕出国別差止実績】

仕出国別差止件数は、中国が1,977件（構成比98.8%）、タイが6件（構成比0.3%）、香港が5件（構成比0.2%）と続いた。

差止点数でも、中国が430,279点（構成比99.8%）、香港が553点（構成比0.1%）、タイが34点（構成比0.0%）となっている。

中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、当関においても同様に中国が最も多い状況となっている。

仕出国（地域）別差止実績構成比（件数・点数）

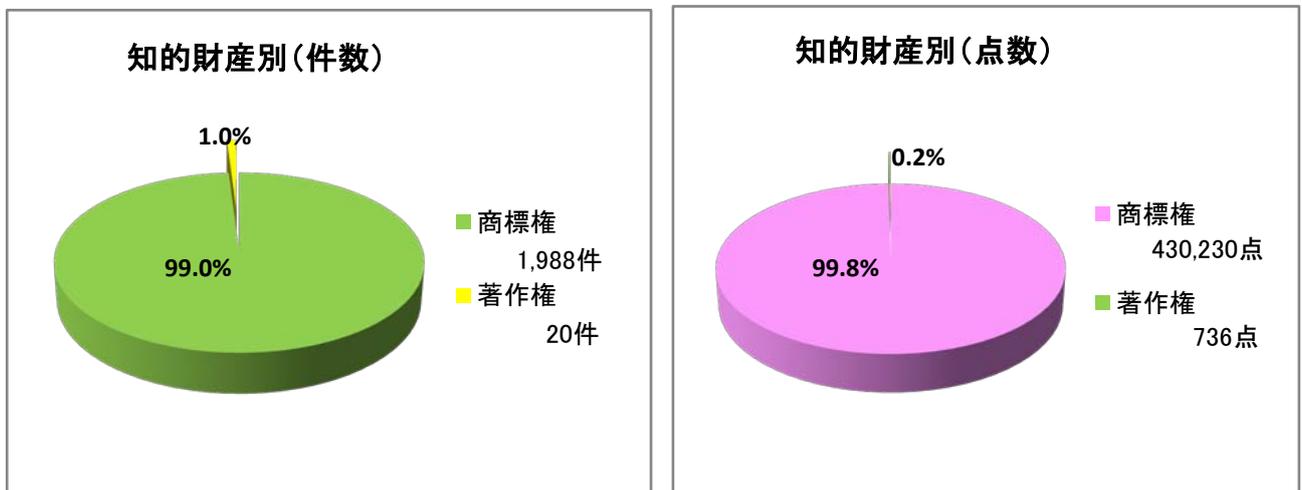


### 【知的財産別差止実績】

知的財産別差止件数は、商標権侵害物品が1,988件（構成比99.0%）、次いで著作権侵害物品が20件（構成比1.0%）となっている。

差止点数では、商標権侵害物品が430,230点（構成比99.8%）、著作権侵害物品が736点（構成比0.2%）となっている。

知的財産別差止実績構成比（件数・点数）



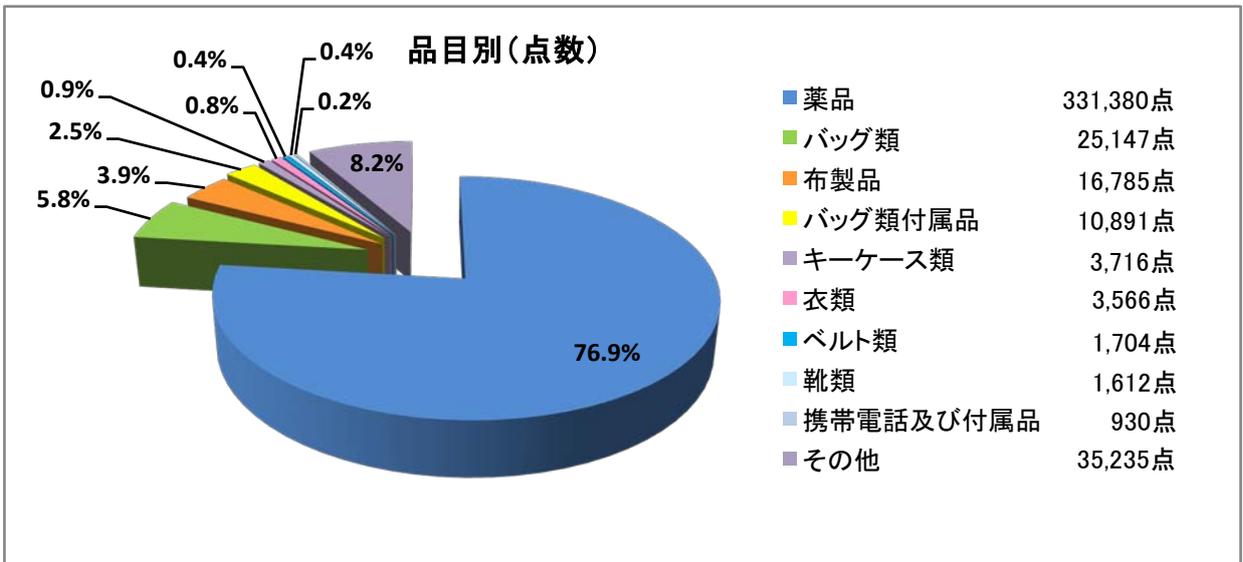
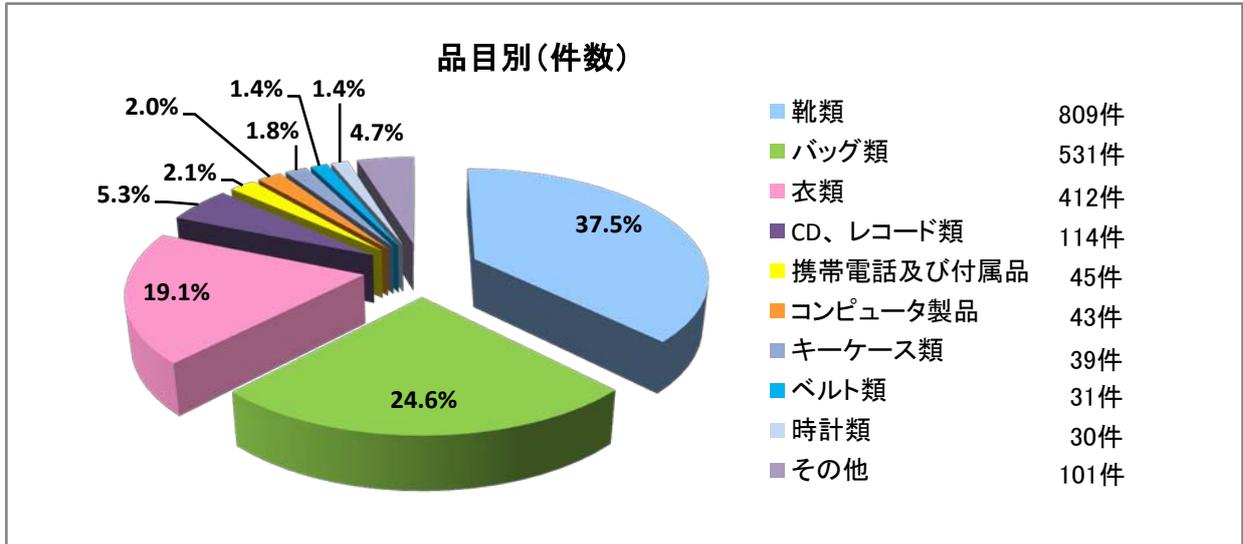
注) 1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。

【品目別差止実績】

品目別差止件数は靴類が809件（構成比37.5%）、バッグ類が531件（構成比24.6%）、衣類が412件（構成比19.1%）、CD、レコード類が114件（構成比5.3%）となっている。

差止点数では薬品が331,380点（構成比76.9%）、バッグ類が25,147点（構成比5.8%）、布製品が16,785点（構成比3.9%）、バッグ類付属品が10,891点（構成比2.5%）となっている。

品目別差止実績構成比（件数・点数）



計表【輸入】差止実績

仕出国別		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年 上半期	平成24年 上半期
件数	中国	219	216	290	1,045	230	1,977
	タイ	70	73	29	29	18	6
	香港	1			5		5
	トルコ	4	1	20	21	15	3
	その他	39	33	28	28	20	10
	合計	333	323	367	1,128	283	2,001
点数	中国	63,475	7,555	19,755	32,293	10,741	430,279
	香港	5			42		553
	タイ	3,580	3,624	1,505	1,397	1,168	34
	マレーシア						29
	その他	637	22,836	652	197	159	71
	合計	67,697	34,015	21,912	33,929	12,068	430,966

知的財産別		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年 上半期	平成24年 上半期
件数	特許権	1	1	1	1	1	
	意匠権	4	2		1		
	商標権	291	279	348	1,105	271	1,988
	著作権	51	47	28	46	22	20
	著作隣接権	1					
	育成者権				1	1	
	合計	333	323	367	1,128	283	2,001
点数	特許権	2	1,750	350	7,190	7,190	
	意匠権	9,079	1,005		5		
	商標権	54,916	28,588	19,487	23,484	2,156	430,230
	著作権	3,698	2,672	2,075	1,435	907	736
	著作隣接権	2					
	育成者権				1,815	1,815	
	合計	67,697	34,015	21,912	33,929	12,068	430,966

注) 1 事案で複数の品目を含んだものがあるため、権利ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。

品目別		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年 上半期	平成24年 上半期
件数	靴類	21	14	60	245	53	809
	バッグ類	124	110	122	307	60	531
	衣類	126	149	186	333	146	412
	CD、レコード類	10	9	6	169	5	114
	携帯電話及び付属品	10	4	6	13	5	45
	コンピュータ製品			2	15	7	43
	キーケース類	24	9	13	6	2	39
	ベルト類	25	15	12	24	9	31
	時計類	15	9	7	8	4	30
	その他	80	76	54	92	37	101
	合計	333	323	367	1,128	283	2,001
点数	薬品	484	328	1,243	50		331,380
	バッグ類	791	635	434	9,981	175	25,147
	布製品			38	4	3	16,785
	バッグ類付属品						10,891
	キーケース類	2,915	324	41	2,948	93	3,716
	衣類	4,414	2,388	1,127	4,685	993	3,566
	ベルト類	176		17	61	30	1,704
	靴類	43	51	466	338	75	1,612
	携帯電話及び付属品	75	20	201	314	291	930
	その他	58,799	30,269	18,345	15,548	10,408	35,235
	合計	67,697	34,015	21,912	33,929	12,068	430,966

注) 1 事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。

輸送形態別		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年 上半期	平成24年 上半期
件数	郵便物	315	311	357	1,115	277	1,991
	一般貨物	18	12	10	13	6	10
	合計	333	323	367	1,128	283	2,001
点数	郵便物	56428	6,374	5,507	10,301	2,911	7,659
	一般貨物	11269	27,641	16,405	23,628	9,157	423,307
	合計	67,697	34,015	21,912	33,929	12,068	430,966

(参考) 【輸出】差止実績

仕向国別		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年 上半期	平成24年 上半期
件数	韓国						2
	アフガニスタン				1		
	フィリピン			1			
点数	韓国						61
	アフガニスタン				2		
	フィリピン			1			

知的財産別		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年 上半期	平成24年 上半期
件数	商標			1	1		2
点数	商標			1	2		61

品目別		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年 上半期	平成24年 上半期
件数	バッグ類			1			2
	キーケース類						1
	時計類				1		
	合計			1	1		2
点数	バッグ類			1			60
	キーケース類						1
	時計類				2		
	合計			1	2		61

注) 1事案で複数の品目を含んだものがあるため、権利ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。